

佐賀県告示第百三十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七條第一項の規定に基づき第三期佐賀県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画を次のとおり定めたので、同條第八項において準用する同法第四條第五項の規定により告示する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

（「次のとおり」は、省略し、その計画書を佐賀県農林水産商工本部生産振興部生産者支援課、県庁さが元氣ひろば及び各総合庁舎県政情報コーナーに備え置いて、縦覧に供する。）